

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税  
第70条の7の8第1項 相続税 について、

第20項において準用する同法第70条の7第21項  
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、  
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項

関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
<input type="checkbox"/>	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
<input type="checkbox"/>	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円
③	剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円
イ	特例経営承継者 (注4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④	再計算免除贈与税・相続税額 (① - (② + ③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限り。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株 (口・円)
c	認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(裏)  
《 添付書類等 》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

**【添付書類】**

**1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）**

- (1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (4) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

**2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）**

- (1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(3)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

(注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。